ひたちなか市の消費生活

~令和5年度のあゆみ~



ひたちなか市消費生活センター 令和6年6月

目 次

1		ひたちなか市の概要	
	1		
	2	2 ***	
		(1) 人口・世帯	
		(2) 人口・世帯の推移	
П		事務機構	_
	1	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	_
	2	• ••••	_
	3		
Ш		事業の概要	
	1	11/19/4 2 214 12=24	
		(1) 相談状況の推移	
		①相談受付件数と継続対応回数の推移	
		②相談方法の推移	
		③相談者年代別の推移1	
		④契約当事者年代別の推移1	0
		⑤販売方法別相談件数の推移1	
		⑥内容別分類件数の推移1	
		⑦商品・役務等別分類件数の推移(大分類)1	
		⑧多重債務相談件数の推移1	
		(2) 令和5年度の相談状況1	
		①年代別受理状況(相談者)	
		②年代別受理状況(契約当事者)	
		③主な商品・役務別相談(全体)	
		④主な商品・役務別相談(当事者年代別)1	
		⑤相談の処理結果	
		⑥救済金額	
	2		
		(1) 家庭用品品質表示法	
		(2) 消費生活用製品安全法	
		(3) 電気用品安全法	
		(4) ガス事業法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(5)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 …1	
		(6) 計量法	
		①商品量目	
		②特定計量器	6

3	消費者啓発·未然防止事業 ····································	7
	(1) 消費者月間事業	7
	①消費者月間講演会	7
	②啓発パネル展	
	(2) くらしの講座	8
	(3) ふれあい講座	9
	(4) 中学生・高校生向け消費生活講演会2	1
	(5) 小学生向け消費生活体験講座	3
	(6) 関東甲信越地区高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺防止	
	キャンペーン … 2	4
	(7) 食の安全・安心講演会2	4
	(8) 消費生活+ハーモニー展2	
	①イベント内容2	4
	②開催状況の推移2	5
	(9) 資料等による啓発2	7
	①啓発冊子2	
	②チラシ・ポスター2	7
	③啓発グッズ2	
	(10) 市報等による啓発2	7
	(11)消費者団体の活動支援2	8
	(12) 自動通話録音装置貸出事業2	
4	消費生活啓発推進員の活動3	
	(1)消費生活啓発推進員の概要3	0
	(2) 令和5年度の主な活動内容3	
	(3) くらしのかわら版3	0

I ひたちなか市の概要

1 位置・地勢

ひたちなか市は、東京都心から約110kmの距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約13km、南北約11kmで100.26平方kmの面積を有しています。西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約13kmの海岸線が続いています。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海抜7m前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海抜約30m前後の平坦な台地地区とに分けられます。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺には畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。

2 人口・世帯

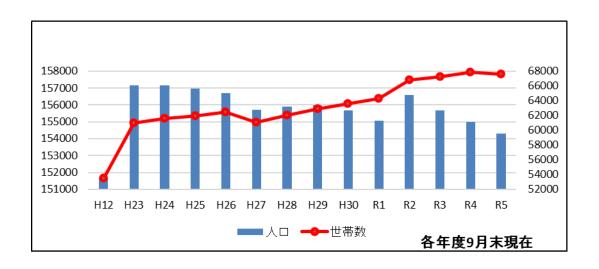
本市の人口は、平成6年のひたちなか市発足以降微増で推移してきましたが、ここ数年はほぼ横ばい又は微減となっています。世帯数は微増で推移しています。

(1) 人口・世帯

人	П	154,	283人
	男	78,	068人
	女	76,	2 1 5 人
世帯	支数	67,	5 4 9 世帯

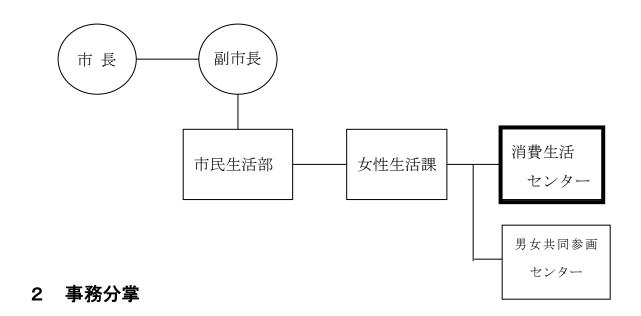
(令和5年9月末日現在,常住人口・世帯)

(2) 人口・世帯の推移



Ⅱ 事務機構

1 組織機構



〔消費生活センター〕

- 1 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 2 消費生活に関する苦情の相談及び処理に関すること。
- 3 消費者啓発に関すること。
- 4 消費生活関係機関との連絡調整及び消費者団体への支援に関すること。
- 5 消費者保護を目的とする立入検査等に関すること。
- 6 その他消費生活に関すること。

3 消費者行政の沿革

- 昭和42年 9月 県民室に消費生活係設置
 - 43年 5月 「消費者保護基本法」施行
 - 44年11月 県婦人会館内に県消費生活センター設置
 - 45年10月 国民生活センター発足
 - 48年12月 石油ショックによるモノ不足,物価高騰 県消費生活対策室を設置
 - 49年 4月 消費生活担当部局設置(勝田市) 経済部商工課消費生活係(勝田公民館2階) 県消費生活対策室を消費生活課に変更
 - 51年 2月 茨城県消費者保護条例を施行(昭和50年12月26日制定)
 - 53年 5月 第1回消費者の日(5月30日)
 - 6月 「訪問販売等に関する法律」公布
 - 61年 4月 割賦販売法が知事に事務委任される
 - 63年11月 訪問販売法の一部が知事に事務委任される
- 平成 3年 4月 機構改革により環境生活部市民生活課消費生活係となる
 - 11月 ゴルフ場の会員募集に関する指導要綱を制定(茨城県)
 - 5年11月 「ゴルフ場等に関わる会員契約の適正化に関する法律」の施行に 伴い事務の一部が知事に委任される
 - 6年11月 ひたちなか市誕生 第1回みんなの消費生活展開催
 - 7年 3月 自動販売機により供給される物資の表示に関する基準を改正
 - 4月 機構改革により市民生活部市民生活課消費生活係となる 消費生活係の事務室が勝田公民館から第2分庁舎に移る 食品衛生法JAS法に基づく食品の日付表示についての規制が, 製造年月日表示から期限表示に変更
 - 7月 製造物責任法 (PL法) 施行
 - 8年 4月 石油の輸入が自由化される
 - 5月 訪問販売に関する法律が改正され電話勧誘販売等が含まれる
 - 11年 4月 訪問販売法及び割賦販売法の一部改正公布
 - 12年 4月 ひたちなか市消費生活センター設置
 - 13年 4月 「消費者契約法」施行
 - 6月 「特定商取引に関する法律」施行 (「訪問販売法」を一部改定及 び名称変更)
 - 12月 「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する 法律」施行
 - 15年 4月 機構改革により市民生活部市民活動課消費生活センターとなる

- 平成15年 5月 「食品安全基本法」公布
 - 16年 6月 「消費者保護基本法」を改正し「消費者基本法」公布
 - 11月 「特定商取引法の一部改正」施行
 - 17年 4月 「個人情報保護法」施行 「消費者基本計画」閣議決定
 - 7月 「金融先物取引法改正」施行
 - 18年 2月 「預金者保護法」施行
 - 4月 「茨城県消費者保護条例」を改正し「茨城県消費生活条例」施行
 - 6月 「消費者契約法の一部改正」公布(消費者団体訴訟制度) 「食品衛生法の一部改正」施行(食品中の残留する農薬等の基準 に係るポジティブリスト制度)
 - 12月 「貸金業規制法等」を改正し「貸金業法」公布 「消費生活用製品安全法改正」公布
 - 19年 5月 「消費生活用製品安全法」施行
 - 6月 消費者団体訴訟制度実施
 - 9月 「金融商品取引法」(「証券取引法」の名称改正) 施行
 - 12月 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い 等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)成立
 - 20年 4月 機構改革により市民生活部女性生活課消費生活センターとなる
 - 6月 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法 律」公布
 - 21年 4月 長期使用製品安全点検制度施行
 - 6月 「消費者庁設置関連三法」公布
 - 9月 「消費者庁」「消費者委員会」発足
 - 12月 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法 律」施行
 - 22年 6月 「改正貸金業法」完全施行
 - 23年 8月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布
 - 2 4年 4月 「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全 法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 に関する法律」の一部事務が市の事務へ
 - 8月 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」公布
 - 12月 「消費者教育の推進に関する法律」施行
 - 25年 4月 「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に より「計量法」の一部事務が市の事務へ
 - 26年 6月 「消費者安全法」の一部改正公布により消費生活センターの組織 及び運営等について条例制定を促進

- 平成27年 9月 「持続可能な開発目標 (SDG2)」が国連の持続可能な開発サミットで採択
 - 28年 3月 「ひたちなか市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例・施行規則」 制定 (4月施行)
 - 30年 6月 民法の一部を改正する法律(成年年齢18歳に引き下げ等)公布
 - 30年11月 自動通話録音装置の貸出を開始
- 令和 元年 6月 「消費者契約法の一部を改正する法律」を施行
 - 2年 4月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令(1回目)
 - 3年 6月 「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法 律等の一部を改正する法律」公布
 - 4年 4月 成人年齢が18歳に引き下げ
 - 5年 1月 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律施行
 - 5年 6月 消費者契約法の一部を改正する法律 施行
 - 5年 9月 企業防衛対策協議会ひたちなか地区推進協議会より, 簡易録音装置「録音 チュー」を800 個寄贈
 - 5年10月 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律 施行

Ⅲ 事 業 の 概 要

1 相談事業の概要

(1) 相談状況の推移

令和5年度の年間相談受付件数は990件で前年度と比較し5.6%増加しました。 相談に係る契約当事者を年齢別にみると,70歳以上の高齢者は35.8%と,依然と して高齢者が消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向が続いています。

販売方法別相談件数では、通信販売のトラブルが一番多く、昨年に続き、インターネット通販でのトラブル(定期購入・ニセサイト)が原因と考えられます。

相談の商品・役務等別分類件数では、「工事・建築・加工」、「修理・補修」が増加しており、屋根工事等の点検商法に関するトラブルが増えたことが要因です。

①相談受付件数と継続対応回数の推移

(単位:件,回)

年度 相談種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
苦情	8 1 1	971	869	8 9 0	958
問合せ	1 7	1 3	3 3	4 7	3 2
要望	0	0	0	0	0
受付件数計	8 2 8	984	902	937	990
継続対応回数	9 9	9 6	253	3 1 0	3 2 2
対応総数	927	1,080	1, 155	1, 247	1, 312

[※]継続対応回数…相談日当日では完結せず、後日対応した回数を集計したもの。

②相談方法の推移

(単位:件)

年度 相談種別	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
電話	6 1 4	7 5 0	680	7 0 6	7 3 1
来 庁	2 1 4	2 2 5	2 1 2	2 1 8	2 3 1
文 書	0	9	1 0	1 3	2 8
計	8 2 8	984	902	937	990

③相談者年代別の推移

(単位:件)

© 14 10 1 1 473 1 47 1 1 1 1 1					(1
年代	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
20歳未満	7	1 1	6	3	1 0
20歳代	4 6	5 9	6 0	5 0	6 0
30歳代	6 6	9 8	9 0	6 6	9 2
40歳代	1 4 0	1 6 8	1 5 2	1 4 0	106
50歳代	1 5 1	186	164	1 7 7	229
60歳代	1 4 0	1 4 7	1 3 0	1 4 4	155
70歳以上	260	264	2 2 9	2 5 6	278
団体・不明	1 8	5 1	7 1	101	6 0
計	8 2 8	984	902	937	990

④契約当事者年代別の推移

(単位:件)

年代	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
20歳未満	1 6	2 8	1 4	1 5	2 3
20歳代	6 1	8 3	7 2	5 7	7 4
30歳代	7 7	109	9 2	6 8	8 7
40歳代	1 1 9	1 4 7	1 2 9	1 2 2	9 5
50歳代	1 1 9	1 4 1	1 3 0	1 5 6	184
6 0 歳代	1 3 4	1 2 9	1 2 9	1 4 8	1 5 1
70歳以上	282	3 2 5	3 0 8	3 3 8	355
団体・不明	2 0	2 2	2 8	3 3	2 1
計	8 2 8	984	902	937	990

⑤販売方法別相談件数の推移

(単位:件)

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					
年 販売方法	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
訪 問 販 売	6.0	1 3 6	1 3 8	1 1 9	166
店 舗 購 入	1 5 6	153	1 3 0	1 4 3	155
ネガティフ	4	1 2	7	5	9
通信販売	205	284	2 3 2	2 9 4	266
電話勧誘販売	8 5	9 6	6 1	5 6	6 1
マルチ商法	7	9	1 0	5	5
訪 問 購 入	3	5	1 2	2 2	2 3
その他無店舗	3	3	4	5	4
不明 · 無関係	3 0 5	286	3 0 8	288	3 0 1
計	8 2 8	984	902	937	990

(販売方法の分類)

*訪問販売

店舗等(営業所、代理店など)以外の場所で申込み・契約するもの

*ネガティブ・オプション

消費者から申し込みがないのに、郵便や宅配便で一方的に商品を送りつけるもの

*通信販売

通信手段(郵便,電話,FAX,パソコンなど)を用いて契約するもの

*電話勧誘販売

業者が消費者に電話をかけ、電話における勧誘により郵便等で契約するもの

*マルチ商法

販売組織に誘い商品やサービスを契約させ、次々に組織への加入を増やすもの

⑥内容別分類件数の推移

(単位:件)

項目		\	年	度	元年度	2年度	3年度	4年度	5 年度
安	全	•	衛	生	3 6	4 3	3 3	3 1	4 7
品	質	•	機	能	3 6	4 6	5 4	4 6	6 1
法	規	•	基	準	5	7	2 6	2 6	2 0
価	格	•	料	金	7 9	153	186	2 4 9	237
計	量	•	量	囯	0	2	2	1	3
表	示	•	広	告	7 9	102	1 1 0	1 2 8	9 5
販	売		方	法	3 6 5	5 5 8	5 5 7	6 1 8	653
契	約	•	解	約	6 7 8	7 1 7	6 4 8	6 7 4	7 1 5
接	客		対	応	7 O	1 1 5	6 7	5 7	8 1
包	装	•	容	器	0	1	0	2	2
施	設	•	設	備	0	2	3	0	4
買	物		相	談	1	0	1	1	0
生	活		知	識	0	1	3	0	0
そ	そ の 他		0	0	3	1	1		
		計			1,349	1,747	1, 693	1, 834	1, 919

※相談内容により複数の項目に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。

⑦商品・役務等別分類件数の推移(大分類)

(単位:件)

	区场 专加力 展刊 数 🗸	11 12 (7 (7)	/XX/			(平匹・11)
項目	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	商品一般	183	1 3 0	1 0 3	1 1 2	1 4 4
**	食 料 品	4 8	7 1	5 2	5 6	4 4
商	住 居 品	1 7	3 9	2 8	2 6	2 7
	光 熱 水 品	1 7	2 4	2 8	2 1	1 9
	被 服 品	1 8	3 9	4 3	5 0	3 6
品	保 健 衛 生 品	4 2	6 5	3 6	6 7	5 9
	教 養 娯 楽 品	4 3	6 6	7 2	7 7	9 1
	車両・乗り物	2 8	2 1	3 0	2 8	3 4
	土地・建物・設備	1 3	2 6	3 3	3 0	3 2
	他 の 商 品	3	0	2	3	3
	小 計	4 1 1	481	4 2 7	470	489
	クリーニング	4	2	1	2	0
商	レンタル・リース・貸借	2 5	1 9	2 3	2 5	2 8
品関	工事・建築・加工	2 9	3 7	3 8	4 2	7 7
商品関連役務	修 理 · 補 修	1 3	1 4	4	5	1 3
務	管 理・ 保 管	2	0	0	0	0
	小 計	7 3	7 2	6 6	7 4	118
	役 務 一 般	1	1 1	5	3	5
	金融・保険サービス	5 2	6 3	5 8	5 6	5 3
ζП	運輸・通信サービス	1 4 3	1 4 3	6 1	5 6	7 4
役	教育サービス	3	5	2	1	2
	教養・娯楽サービス	1 0	1 3	5 3	5 8	6 5
	保健・福祉サービス	3 1	3 7	100	7 7	4 6
務	他 の 役 務	4 9	8 2	6 1	5 8	7 8
	内職・副業・ねずみ講	2	1	9	1 7	1 6
	他の行政サービス	1 5	3 4	9	2 3	1 6
	小計	3 0 7	3 8 9	3 5 8	3 4 9	3 5 5
他	の 相 談	3 7	4 2	5 1	4 4	2 8
合	計	8 2 8	984	902	937	990

⑧多重債務相談件数の推移

(単位:件)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	2 4	2 3	1 8	2 7	2 1

(2) 令和5年度の相談状況

①年代別受理状況(相談者)

(単位:件)

	20歳	2 0	3 0	4 0	5 0	6 0	70歳	団体・	全体
	未満	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	以上	不明	主件
男 性	4	3 2	4 1	4 6	102	8 5	1 3 3	1	4 4 4
女 性	6	2 8	5 1	6 0	1 2 7	7 0	1 4 5	1	498
団体・不明	0	0	0	0	0	0	0	5 8	5 8
計	1 0	6 0	9 2	106	2 2 9	1 5 5	2 7 8	6 0	990

②年代別受理状況(契約当事者)

(単位:件)

	20歳	2 0	3 0	4 0	5 0	6 0	70歳	団体・	全体
	未満	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	以上	不明	土件
男性	1 2	4 6	4 7	4 7	9 6	8 6	1 7 9	0	5 1 3
女 性	1 1	2 8	3 8	4 8	8 8	6 5	1 7 4	0	4 5 2
団体・不明	0	0	2	0	0	0	2	2 1	2 5
計	2 3	7 4	8 7	9 5	184	1 5 1	3 5 5	2 1	990

③主な商品・役務別相談

順位	商品•役務名	件数	事例
1	商品一般	1 4 4	「不審なメール」など商品やサービスが不明な相談
2	工事・建築	7 7	屋根工事の勧誘 等
3	役務その他サービス	4 1	不用品買取等
4	新聞	3 8	新聞の解約、勧誘
5	インターネット接続回線	2 8	インターネット回線・光回線 等
6	相談その他	2 2	消費生活相談以外の内容,オレオレ詐欺
6	不動産貸借	2 2	賃貸アパート契約,月極駐車場 等
8	他の健康食品	1 8	サプリメント等の定期購入 等
9	フリーローン・サラ金	1 7	多重債務 等
1 0	他の行政サービス	1 7	国税庁・税務署からのメール 等
1 0	四輪自動車	1 6	自動車売買 等

④主な商品・役務別相談(当事者年代別)

サエル同品・	飞扬则怕敌 () 争	日十10////		
当事者年代		主な商品・役務	※()内は件数	
	1位	2位	3位	4位
20歳未満	他の教養・娯楽(4)	紳士・婦人洋服, 観覧・鑑賞 (3)	商品一般,電話機・電 話機用品(2)	健康食品, 化粧品, スポーツ用品, 医療, 理美容など(1)
	1位	2位	3位	4位
20歳代	自動車,役務その他 (6)	内職・副業(5)	商品一般,融資サービス,他の教養娯楽(4)	戸建住宅, 理美容, 他の行政サービス など(3)
	1位	2位	3位	4位
30歳代	商品一般 (12)	レンタルリー ス・貸借 (8)	工事・建築・加工(7)	化粧品,他の教養・ 娯楽,役務その他 (3)
	1位	2位	3位	4位
40歳代	商品一般(10)	自動車,役務その他(7)	化粧品,工事・建築・ 加工(6)	インターネット通信 サービス (5)
	1位	2位	3位	4位
50歳代	化粧品 (21)	商品一般 (17)	役務その他(10)	他の教養・娯楽(9)
	1位	2位	3位	4位
6 0 歳代	商品一般 (22)	工事・建築・加工 (17)	役務その他(16)	他の保健・福祉(15)
	1位	2位	3位	4位
70歳以上	商品一般 (77)	工事・建築・加工 (39)	書籍・印刷物 (30)	役務その他 (26)

⑤相談の処理結果

処理結果	件 数
他機関紹介	22
助言(自主交渉)	663
その他情報提供	76
斡旋解決	58
斡旋不調	7
処理不能	19
処理不要	145
計	990

*処理不能…相談者又は事業者に連絡がとれなくなった等 *処理不要…相談者が相談を取り下げた,又は情報提供等

⑥救済金額

年 度	2年度	3年度	4年度	5 年度
救済金額	66, 334, 951	23, 201, 020	28, 423, 426	83, 250, 503

2 家庭用品品質表示法等に係る立入検査結果の概要

茨城県から本市に権限が委譲されている家庭用品品質表示法,消費生活用製品安全法, 電気用品安全法,ガス事業法,液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律及び計量法に基づく立入検査を実施しました。令和5年度における立入検査結果の 概要は次のとおりです。

(1) 家庭用品品質表示法

立入検査店舗等数	内 訳	検査品目数	検査点数	違反点数	違反内容
	繊維製品	2	4 0	0	_
	合成樹脂加工品	2	3 3	0	
8	電気機械器具	2	1 8	0	
	雑貨工業品	3	4 4	0	
	合 計	9	1 3 5	0	_

(2)消費生活用製品安全法

種	別	立入検査販 売事業所数	検査製品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容	長期使用製品安 全点検制度に係 る不適事業所数
特別特別	定製品	6	3	1 3	0	_	
特定製	口口口	3	3	9	0	_	

[※]特定保守製品(石油ふろがま等)は、対象店舗にないため検査未実施。

(3) 電気用品安全法

立入検査販売 事業所数	検査電気用品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
7	5	4 3	0	

(4) ガス事業法

立入検査販売事業所数	検査ガス用品の 種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
0	0	0	0	

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

立入検査販売事業所数	検査液化石油ガス器 具等の種類数	検査機種数	違反機種数	違反内容
4	2	1 4	0	_

(6) 計量法

①商品量目

					村	食査結果			
特定商品の分類	検査戸数	不正戸数	検査 個数	不正個数 (率%)	超過個数	正量 個数	不足個数	検査 計量 器数	不正 計量 器数
食肉	3	0	6	0(0)	0	6	0		
食肉の加工品	0	0	0	0(0)	0	0	О		
魚介類	3	0	8	0(0)	0	8	0		
魚介類の加工品	О	0	0	0(0)	О	0	0		
海藻及びその他 の加工品	2	0	4	0(0)	0	4	0	1 5	1
野菜	2	0	6	0(0)	0	6	0		
果実	1	0	2	0(0)	0	2	0		
菓子類	0	0	0	0(0)	0	0	0		
その他の調理食品	2	0	4	0(0)	0	4	0		
合 計 (実数)	3	0	3 0	0(0)	0	3 0	0		

備考:不正戸数とは、検査商品のうち5%以上の不足個数があった事業所を示す。

②特定計量器

ア 燃料油メーター

立入検査事業所数	不正事業所数	検査計量器数	不正計量器数
4	0	2 9	0

イ 液化石油ガスメーター

立入検査事業所数	不正事業所数	検査計量器数	不正計量器数
3	0	6 6 3	0

3 消費者啓発・未然防止事業

講演会、各種講座、消費生活展を開催し、市民が自主的かつ合理的に行動することができる消費者となるよう啓発し、ニセ電話詐欺等の被害を未然に防ぐために、市民への自動通話録音装置の貸出をしました。また、市報やホームページ、放送メディアを活用し情報提供を行いました。

(1)消費者月間事業

消費者保護基本法(現「消費者基本法」)が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と定め、毎年、消費者、事業者、行政が一体となり消費者問題に関する啓発・教育等の事業を行っています。

① 消費者月間講演会

日 時:令和5年5月11日(木)13:30~15:00

場 所:ワークプラザ勝田 大会議室

テーマ:インターネット社会の被害者にならないために

~安全安心な使い方とセキュリティ対策~

講師:独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター企画部

副部長 加賀谷 伸一郎

参加数:58名(市民,消費生活団体,地域包括支援センター含む)





② 啓発パネル展

消費生活に関する啓発パネル展示及び消費生活団体の活動・作品紹介を行いました。

期 間:令和5年5月16日(火)~22日(月)

場 所:ひたちなか市本庁舎1階市民ホール

(2) くらしの講座

市民を対象とした消費生活に関する講座を開催しており、令和5年度は5回実施し、合計109名が講座に参加しました。

	開催日時	テーマ・講師	対象者・参加人数	場所備考
1	6月14日 (水) 13:30~15:00	人生 100 年 年金と終活そして相続 茨城県金融広報アドバイザー 山口 京子	市民 消費生活啓発推進員 34名	ふぁみりこらぼ
2	8月4日(金) 10:00~12:30	夏休み 親子で楽しくクッキング 〜折りたたみおにぎりとデザートを 作ってみよう〜 ひたちなか生活学校	市民(小学生・保護者) 17名	ふぁみりこらぼ
3	9月14日 (木)10:00~12:00	子育て世代と考えたい持続可能な「暮らし」と「コーヒーライフ」〜コーヒー屋を営むわたしたちのカタチ〜 CAMEO COFFEE COMPANY 直井 道,直井 雄一郎	市民 14名	ふぁみりこらぼ市男女共同参画センターと合同開催
4	11月22日 (水) 13:30~15:00	今日からできる!食品ロス削減 捨てる前に考える食べ切り方法を学ぶ 料理研究家 行長 万里	市民 消費生活啓発推進員 25 名	ふぁみりこらぼ
5	2月7日 (水) 2月21日 (水) 13:30~15:30	シニアのための LINE の使い方講座 (初心者向け) パソコン教室ぷちぱそ	市民 19名	ふぁみりこらぼ



第2回 夏休み 親子で楽しくクッキング



第4回 今日からできる!食品ロス削減

(3)ふれあい講座

本市の出前講座として,市内の自治会や市民団体の要望に応じ,消費生活に関する知識の普及や消費者被害未然防止の啓発等を行っています。

令和5年度は24回実施し、合計533名が講座に参加しました。

	実施日	内容	対象者・人数	場所
1	4月13日(木)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意~令和5年度Ver.~」 相談員による講話(点検商法など) 消費生活センター職員4名	神敷友愛会 18 名	神敷台自治会館
2	5月17日(水)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 金上 17名	金上ふれあいセンター
3	5月19日(金)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 15 名	老人福祉 センター 高場荘
4	6月11日(日)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意~令和5年度Ver.~」 相談員による講話 (ニセ電話詐欺など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	市毛北自治会 45名	市毛 コミュニティ センター
5	8月9日 (水)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名	元気サポート教室 金上 12 名	金上ふれあいセンター
6	8月18日(金)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員3名	元気サポート教室 高場 12 名	老人福祉センター高場荘
7	8月24日(木)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 見守り活動について 消費生活センター職員1名	田彦中学校区 小地域ケア会議 14 名	オンライン
8	9月21日(木)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 見守り活動について 消費生活センター職員1名	茨城県介護支援専 門員協会ひちなか 東海合同地区会 83名	オンライン
9	9月26日(火)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	湊エコライフの会 16名	研修バス内

10	9月27日(水)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意~令和5年度Ver.~」 相談員による講話(契約,通信販売など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	介護老人保健施設 いちご苑 14名	介護老人 保健施設 いちご苑
11	10月10日(火)	消費生活センター紹介 訪問販売の注意点について ひたちなか警察署員による講話 消費生活センター職員1名	にじの家 9名	にじの家
12	10月30日(月)	消費生活センター紹介 訪問販売の注意点について 断り方の練習 消費生活センター職員2名	オレンジカフェ 34名	ひたちなか市 社会福祉 協議会
13	11月15日(水)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 金上 13 名	金上ふれあい センター
14	11月17日(金)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 12 名	老人福祉 センター 高場荘
15	11月26日(日)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和5年度 Ver.~」 相談員による講話(訪問勧誘など) 消費生活センター職員1名 消費生活啓発推進員 2名	平磯自治会 50 名	平磯 コミュニティ センター
16	11月30日(木)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	ひたちなか市 消費生活啓発 推進員 15 名	研修バス内
17	11月30日(木)	消費生活センター紹介 ニセ電話詐欺の対処法について 不用品買取のトラブルについて 消費生活センター職員1名	めぐみ苑お茶会 21 名	平磯 コミュニティ センター
18	12月12日(火)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意~令和5年度Ver.~」 相談員による講話(訪問勧誘など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	湊第2地区 民生委員児童委員 協議会 23名	しあわせ プラザ
19	12月15日(金)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和5年度 Ver.~」 消費生活センター職員3名	津田第二寿会 25 名	津田 コミュニティ センター
20	1月16日 (火)	消費生活センター紹介 寸劇「還付金詐欺にご注意~令和5年Ver.~」 相談員による講話 (ニセ電話詐欺など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	家庭倫理の会 シニア学校 36 名	中根集落センター

21	2月9日(金)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 高場 9名	老人福祉 センター 高場荘
22	2月14日(水)	消費生活センター紹介 最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	元気サポート教室 金上 7名	金上ふれあい センター
23	2月18日(日)	消費生活センター紹介 寸劇「点検商法にご注意~令和5年度Ver.~」 相談員による講話(訪問勧誘など) 消費生活センター職員3名 消費生活啓発推進員 1名	西原自治会 17名	西原集会所
24	3月6日(水)	最近の相談状況・事例と対処法について 消費生活センター職員2名	ひたちなか生活学校 16 名	研修バス内



寸劇「点検商法にご注意」



オレンジカフェでの啓発 (西部包括支援センター主催)

(4) 中学生・高校生向け消費生活講演会

令和4年4月より成人年齢が18歳へ引き下げに伴い,新たな消費者トラブルを未然に防ぐことを目的に,高等学校向けに講演会を実施し,令和5年度からは中学校向けの講演会を新たに実施しました。講師として,県消費者啓発教育講師のほか,吉本興業所属の芸人「オスペンギン」を招き,漫才やクイズを通じて,楽しく学べるようになっています。

	実施日	内容・講師	場所・参加人数
1	5月19日(金)	若者を狙う悪質商法と対処法 ひたちなか市消費生活センター講師 吉本興業所属 オスペンギン	佐和高等学校 3 年生 236 名

2	6月28日(水)	若者を狙う悪質商法と対処法 茨城県消費者教育講師 松本 由美子 吉本興業所属 オスペンギン	茨城工業高等専門学校 3年生215名
3	11月29日 (水)	若者を狙う悪質商法と対処法 茨城県消費者教育講師 松本 由美子 吉本興業所属 オスペンギン	勝田工業高等学校 3年生232名
4	12月15日(金)	若者を狙う悪質商法と対処法 茨城県消費者教育講師 長山 由美子 吉本興業所属 オスペンギン	海洋高等学校 3年生69名
5	12月18日(月)	消費生活の基礎とネットの使い方 ひたちなか市消費生活センター職員 吉本興業所属 オスペンギン	市立美乃浜学園 9年生64名
6	12月21日(木)	消費生活の基礎とネットの使い方 ひたちなか市消費生活センター職員 吉本興業所属 オスペンギン	勝田中等教育学校 3年次生 120 名
7	1月10日(水)	若者を狙う悪質商法と対処法 消費者サポートいばらき 工藤 孝子 吉本興業所属 オスペンギン	那珂湊高等学校 2,3年生246名
8	1月24日(水)	消費生活の基礎とネットの使い方 ひたちなか市消費生活センター職員 吉本興業所属 オスペンギン	市立佐野中学校 3年生213名 ※オンライン開催
9	2月5日 (月)	若者を狙う悪質商法と対処法 茨城県消費者教育講師 永原 恭子 吉本興業所属 オスペンギン	勝田特別支援学校 高等部 3 年生 18 名

○講演会の様子



県立勝田工業高等学校



市立美乃浜学園(中学校)

(5) 小学生向け消費生活体験講座

環境に配慮した消費生活及び金融に関する内容を楽しく学び、将来の自立した消費者を育成することを目的に、市内の小学生を対象に体験講座を実施しました。 令和5年度は3回実施し、合計194名が参加しました。

	実施日	内容・講師	対象者・人数	場所
1	8月1日 (火)	・紙すき体験・牛乳パックを使った小物づくり・環境クイズ湊エコライフの会女性生活課 3名	那珂湊第二小 学童クラブ 34 名	那珂湊第二小家庭科室
2	8月8日 (火)	・牛乳パックを使った小物づくり・紙芝居「もったいないばあさん」・お買い物ゲームひたちなか生活学校女性生活課 3名	高野小学童クラブ 88 名	高野小学童 クラブ教室
3	8月25日(金)	 ・牛乳パックを使った小物づくり ・紙芝居「もったいないばあさん」 「紙ができるまで」 ・お買い物ゲーム ・環境クイズ ひたちなか生活学校 女性生活課 4名 	佐野小学童クラブ 72 名	佐野小学童 クラブ教室

○体験講座の様子



牛乳パックを使った小物づくり



お買い物ゲーム

(6) 関東甲信越地区高齢者向け悪質商法・二セ電話詐欺被害防止キャンペーン

悪質商法や二セ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、 茨城県が、関東甲信越地区と共同して啓発事業を実施し、高齢者の消費者被害防止を 図ります。

内 容 市内商業施設の来店者へ啓発資料 400 部を配布し、併せてニセ電話詐欺の 啓発を実施しました。

実施日 令和5年9月22日(金) 9:30~11:00 場 所 フードスクエアカスミひたちなか馬渡店

(7) 食の安全・安心講演会

講演会を通じて、無駄な食材を廃棄する「食品ロス」に関する知識を伝え、食品ロス削減や SDGs の目標達成を目的に開催しています。

日 時:令和6年2月4日(日)13:30~15:00

場 所:ワークプラザ勝田 多目的ホール

テーマ:食のとっても大切なお話

講師:クッキングスクールネモト 根本 悦子

参加数:350名(市民,消費生活団体含む)

(8)消費生活+ハーモニー展

産業交流フェア開催に伴い、総合体育館にて消費生活の啓発イベントを実施しました。令和4年度から男女共同参画団体との合同イベント「消費生活+ハーモニー展」と 名称を変え、環境に配慮した消費生活が学べる体験ブース等を用意し、会場は多くの 方で賑わいました。

①イベント内容

開催日:令和5年11月4日(土)~11月5日(日)

開催場所:ひたちなか市総合体育館2階

出 展 団 体: ひたちなか生活学校・湊エコライフの会・ひたちなか市の環境を良

くする会・いばらきコープ北西ブロック委員会・関東電気保安協会・

那珂川水系水質保全協議会・市消費生活センター 計7団体





②開催状況の推移

	1人がり/性を	·	1	T	,
回数	年 度	開催期間	テ ー マ	会場	来場者
1	平成 6 年度	2/18~20	あなたの暮らし 再チェック	ジャスコ勝田店	5, 100 人
2	7年度	2/17~19	知恵と工夫で ひろがる暮らし	ジャスコ勝田店	5,020 人
3	8年度	2/22~24	見て知って 活かそう情報	ジャスコ勝田店	5, 100 人
4	9年度	11/8 • 9	出会い ふれあい 暮らしの夢発見	市総合体育館	113,000 人
5	10年度	10/24 · 25	小さな努力で豊かな未来	市総合体育館	85,000 人
6	11年度	11/13 · 14	くらし 見なおし 2000年へ	市総合体育館	120,000 人
7	12年度	11/11 · 12	情報選んで かしこい暮らし	市総合体育館	100,000 人
8	13年度	11/10 · 11	生かそう情報 豊かな未来へ	市総合体育館	60,000 人
9	14年度	10/19 · 20	あふれる情報 たしかな選択	市総合体育館	65,000 人
10	15年度	11/8 • 9	かしこい暮らしは 確かな目から	市総合体育館	60,000 人
11	16年度	11/13 · 14	みんなで学ぶ くらしの知恵	市総合体育館	70,000 人
12	17年度	11/5 • 6	考えよう!未来へ つながる暮らし方	市総合体育館	75,000 人
13	18年度	11/4 • 5	情報を選んで活かして くらし安心	市総合体育館	80,000 人
14	19年度	11/3 • 4	防ごう地球温暖化 一人 ひとりが動けば大きな輪	市総合体育館	85,000 人
15	20年度	11/8 • 9	知ろう!語ろう! 賢い消費の知恵袋	市総合体育館	85,000 人
16	2 1 年度	11/7 • 8	広めよう 深めよう エコライフ運動	市総合体育館	90,000 人
17	2 2 年度	11/6 • 7	やっていますか? 環境にやさしい消費	市総合体育館	90,000 人
18	23年度	11/5 • 6	災害にも エコにも強い生活を	市総合体育館	85,000 人
19	2 4 年度	11/3 • 4	今見直そう! 未来へつながる暮らし方	市総合体育館	90,000 人
20	25年度	11/2 · 3	いっしょに学ぼうよ! 子どもも大人も	市総合体育館	70,000 人

回数	年 度	開催期間	テーマ	会 場	来場者
21	26年度	11/2 • 3	いっしょに学ぼうよ! 未来へつながる暮らし方	市総合体育館	27,000 人
22	27年度	10/31 · 11/1	いっしょに学ぼうよ! 先人の知恵を未来へ	市総合体育館	26,000 人
23	28年度	11/5 • 6	先人の知恵と工夫を! 未来に向けた消費生活	市総合体育館	26,000 人
24	29年度	11/4 • 5	消費者ファーストの 消費生活	市総合体育館	29,000 人
25	30年度	11/3 • 4	次の時代の消費者へ~平 成からのメッセージ~	市総合体育館	30,000 人
26	令和 元年度	11/2 · 3	新しい時代に 賢い消費生活!	市総合体育館	31,000 人
27	2年度	10/31~11/15	消費生活+ハーモニー展	ふぁみりこらぼ	
28	3年度	10/30~11/14	消費生活+ハーモニー展	ふぁみりこらぼ	
29	4年度	11/5~11/6	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	26,000 人
30	5年度	11/4~11/5	消費生活+ハーモニー展	市総合体育館	166,000 人

※第 27・28 回について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い,消費生活展を中止し,公共施設「ふぁみりこらぼ」にて 消費生活団体の活動紹介パネルを展示した。

※第 29 回以降について

令和元年度以前のイベント運営とするが、男女共同参画団体との合同イベントとして実施する。 ※来場者数:

- 1 平成9年度以降は産業交流フェアと同時開催のため産業交流フェア来場者数を計上している。
- 2 平成26年度以降の来場者数は、実来場者数を計上している。
- 3 令和5年度以降からは日本観光協会方式ガイドラインを用いて来場者数を算出しているため、 令和4年度までの来場者と大きな差が生じている。

(9) 資料等による啓発

消費者トラブルの未然防止や暮らしに役立つ情報の提供のために啓発資料を作成し, 市内公共施設をはじめ,各種講座や相談者等へ配布しました。

① 啓発冊子(一部紹介)

- ・消費生活センターリーフレット
- ・中学生もみんな消費者…市内中学校3年生に配布
- ・オトナ消費者へステップアップ!…高校生講演会参加者へ配布
- ・新手の悪質商法・詐欺が高齢者を狙っています!
- …市内一人暮らし高齢者、社会福祉協議会へ配布
- ・地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう…ふれあい講座参加者へ配布
- ・気をつけて!悪質商法・詐欺のこんな手口…ふれあい講座参加者へ配布
- ・くらしの豆知識 2024 年版…郵便局や公共機関などの団体や消費生活団体へ配布

②チラシ・ポスター

- ・見守り新鮮情報(国民生活センター作成)
- ・ニセ電話詐欺注意喚起チラシ&ポスター(茨城県警作成)
- ・「保険が使える」にご用心! (日本損害保険協会作成)
- ・相談事例啓発チラシ…公共施設,地域包括支援センター(電子連絡帳を通じての共有も実施),民生委員等を通じて配布

③啓発グッズ

- ・消費生活センター名入りLEDライト…9月の高齢者キャンペーンで配布
- ・アクリルたわし/ちゃあくんハンカチ…消費生活+ハーモニー展で配布
- ・センター啓発ステッカー付ポケットティッシュ…啓発・各種講座で配布

(10) 市報等による啓発

消費生活に関する相談事例や各種講座案内などを市報及び市ホームページに掲載し, 市民への啓発・情報提供を行いました。

市報・市ホームページへの掲載内容

・消費者月間(特集として掲載) 年1回(4月25日号)※

・消費者相談窓口から(消費者コラム) 年5回

・くらしの講座受講者募集 随時 ※

・食の安全・安心講演会 年1回(1月10日号)※

·消費生活相談注意喚起 随 時 ※

備考:※は、市ホームページ(消費生活センターのページ)へ同時掲載。

市報「消費者相談窓口から」掲載一覧

掲載号	内容
5月10日号	「お得にお試しだけ」のつもりが定期購入に!
8月10日号	そのセキュリティ警告画面・警告音は偽物です!
11月10日号	クーリング・オフってどんな制度?
1月10日号	初めての賃貸住宅
3月10日号	借金をさせて強引に契約をさせる手口に注意

消費生活注意喚起 市ホームページ掲載一覧(一部紹介)

- ・たまたま通りかかったといい、屋根が壊れているなどと不安をあおる業者からの勧誘に注意!
- ・ウイルスに感染しているとパソコンなどに表示され、サポート費用を請求される相談が増えています。
- ・市役所職員を名乗る還付金詐欺が増えています。
- ・会社名や目的を告げない訪問勧誘に注意!

(11)消費者団体の活動支援

当センターでは、多様化する消費者問題の中から生活に身近な問題を学習・研究し、 その成果を地域社会に還元する地域の消費者リーダーを育成するために、ひたちなか生活 学校、湊エコライフの会を支援しています。

①ひたちなか生活学校

・目的:身近な暮らしに役立つ様々な問題に取り組み共に学び親睦を図る。

• 対象者: 市内居住者

· 会員数: 25 名

〈令和5年度の主な事業 ※一部掲載〉

親子料理教室・小学生向け消費生活体験講座(市と協働),消費生活+ハーモニー展参加,バス研修(神立リサイクルセンター 外)ふれあい講座聴講

②湊エコライフの会

・目的:生活課題解決と会員相互の親睦を通して、住み良い地域づくりをする。

・対象者:市内居住者(主に那珂湊地区)(随時募集)

• 会員数: 22 名

〈令和5年度の主な事業 ※一部掲載〉

小学生向け消費生活体験講座(市と協働),那珂湊第二・第三小へ弁当の提供,定例会「料理教室・食品ロス勉強会」,バス研修(国会議事堂 外)

(12)自動通話録音装置貸出事業

平成31年1月より自動通話録音装置貸出事業を開始しました。この装置は、電話がかかってくると自動で「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話が自動録音されます」という警告が流れ、会話を録音します。

① 貸出事業の概要

貸出対象 ◎単身で住んでいる65歳以上の方

◎65歳以上の方のみの世帯

◎日中,65歳以上の方のみの世帯

貸出費用 無料

貸出期間 1年間

貸出台数 150台



自動通話録音装置

② 令和5年度の貸出実績について

令和5年度は、150台の貸出があり、全ての装置を貸出すことができました。

令和6年3月に行ったアンケートでは、利用者の91.9%が、詐欺などの被害防止に効果があったと回答しました。また、利用者の64.2%が設置後に不審な電話がなくなったと回答していることから、詐欺被害の防止に寄与しております。

【アンケートの内容 142 名中 123 名が回答(87%)】

設 問	はい	割合(%)	いいえ	割合(%)	わからない	割合(%)
装置を設置したあとに,不審な電話や 迷惑電話はなくなりましたか。	79	64.2	33	26.8	11	8.9
装置を設置したことで, 詐欺などの被 害防止に効果があったと感じますか。	113	91.9	2	1.6	8	6.5

4 消費生活啓発推進員の活動

本市では、市民の消費生活に関する声を消費者行政に積極的に反映させるとともに、消費者に対して効果的な啓発を行うため、消費生活について深い理解と関心を持つ市民の中から「消費生活啓発推進員」を委嘱しています。

(1)消費生活啓発推進員の概要

○人 数 20名以内

○任 期 2年

○職 務 ・消費生活についての情報の提供及び啓発活動

・消費生活講座等イベントの運営補助

・その他消費者保護に必要なこと

(2) 令和5年度の主な活動内容(※一部掲載)

月 日	活動内容
5月11日	消費者月間講演会への参加・協力
	場所:ワークプラザ勝田 多目的ホール
6月28日	消費生活啓発推進員会議・第1回消費生活見守り研修会
7月14日	茨城県消費者大会参加(ザ・ヒロサワ・シティ会館) 6 名参加
7月25日	消費生活啓発推進員会議・第2回消費生活見守り研修会
9月13日	消費生活啓発推進員会議・第3回消費生活見守り研修会
10月17日	第4回消費生活見守り研修会
11月4~5日	消費生活+ハーモニー展への参加・協力
	場所:市総合体育館 2階アリーナ
11月30日	視察研修
	場所:埼玉県生活科学センター 彩の国くらしプラザ
12月7日	第5回消費生活見守り研修会
2月28日	消費生活啓発推進員会議・第6回消費生活見守り研修会
随時	ふれあい講座への参加 (寸劇実施・運営補助)

(3) くらしのかわら版

消費生活啓発推進員の活動紹介や消費者啓発のため、編集会議を実施し、「くらしのかわら版」を発行し、公共施設や各種講座で配付しています。令和5年度は第27号を発行しました。